

大阪市告示第1305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、大阪都市計画道路事業の事業認可（令和7年大阪府告示第1190号）に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和7年9月26日

大阪市長 横山英幸

1 送付のあった図書の写し

大阪都市計画道路事業

（3・3・52号勝山通線（四天王寺））

2 縦覧場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局道路河川部街路課

（計画調整局計画部都市計画課）